

## 業務委託の「業種：その他」「営業種目：案内表示板等制作・設置」の 新規登録・登録変更・登録更新における資格要件の追加について

現在、屋外掲示板やサイン等を設置する業務委託案件については、業種区分「業種：その他」、営業種目：案内表示板等制作・設置」で発注をしていますが、平成 22 年 4 月から上記営業種目での発注案件については、すべて下記の資格(届出)を有することを条件として発注します。

つきましては、平成 21 年 5 月 21 日からこの営業種目の新規登録・登録変更・登録更新の際には新たに下記の資格(届出)を登録要件とします。

現在当該届出を行っていない事業者で、上記手続きを行おうとする事業者は届出を行ってください。

### 記

#### 1 対象業種・営業種目及び提出必要書類

##### (1) 対象の業種・営業種目(業務委託)

業種：「その他」

営業種目：「案内表示板等制作・設置」

##### (2) 新規登録・登録変更・登録更新の際に提出が必要となる書類(資格要件)

横須賀市屋外広告物条例第 26 条に基づく屋外広告業届出済証の写し(1 部)

※ 届出及び届出済証発行の担当部課：横須賀市都市部景観推進課

#### 2 必要な手続きの内容

##### (1) 新規登録及び登録変更

新規登録については平成 21 年 5 月 21 日の新規登録受付分から、また登録変更については同日以降の電子入札システムによる変更手続き分からの対象とし、上記届出を登録要件とします。

ただし、所定の講習会未受講等により届出がなく、当該書類を添付できない場合は、平成 22 年 3 月 10 日(水)までに届出済証の写し 1 部を横須賀市財政部契約課(〒238-8550 横須賀市小川町 11 番地)に送付してください。(郵送の場合は、封筒に「案内表示板等制作・設置 登録要件関係」と記載してください。)

## (2) 登録更新

平成 21 年 5 月 21 日登録更新分からを対象とし、上記届出を登録要件とします。

ただし、①所定の講習会未受講等により届出がなく、当該書類を添付できない場合や、②平成 21 年 5 月 20 日までに既に登録更新手続きを行い平成 22 年 3 月 31 日までに次の登録更新時期を迎えない場合については、平成 22 年 3 月 10 日(水)までに届出済証の写し 1 部を横須賀市財政部契約課(〒238-8550 横須賀市小川町 11 番地)に送付してください。(郵送の場合は、封筒に「案内表示板等製作・設置 登録要件関係」と記載してください。)

## 3 当該資格(届出)を有することを条件とした入札等発注の施行時期

平成 22 年 4 月 1 日以降に入札公告等発注を行う当該営業種目の業務委託契約案件

※ ただし、平成 22 年 4 月 1 日から平成 22 年 9 月 30 日までに入札等発注する案件については、新規登録、登録変更または登録更新の際に届出済証の提出がない場合についても、当該入札参加申請時に届出済証の写しをファックスで送信した場合は、当該入札に参加できるものとします。

## 4 職権による当該営業種目の登録抹消(既登録者)

平成 22 年 9 月 30 日までに当該届出済証の写しが送付されない場合については、職権により同日以降、当該営業種目の登録を抹消します。

なお、その場合、業務委託に登録があり、当該営業種目のみに登録がある事業者については、業務委託の登録名簿から抹消となります。

注) 平成 22 年 4 月 1 日以降に公告等発注を行う当該営業種目での案件については、上記資格がない場合は参加できません。

### 屋外広告業の届出制度について

横須賀市内で屋外広告業を営もうとする場合は、営業所や事務所等の所在が横須賀市内、市外にかかわらず、横須賀市屋外広告物条例第 26 条第 1 項による横須賀市への届出が義務付けられています。

工事又は委託において、案内板、掲示板、館名板、看板、標識等の表示や設置を行う場合には、元請又は、下請業者のどちらかが屋外広告業の届出を行っていることが必要です。

入札に参加しようとする方は、都市部景観推進課へ届出が済んでいることを確認してください。

注) 屋外広告業の届出には、所定の講習会の受講等が必要となる場合があります。

届出に関する手続の詳細については、横須賀市都市部景観推進課

(電話 046-822-8127) におたずね下さい。

なお、屋外広告業の届出の概要については、[こちら](#) をご覧ください。